

ダイオキシンばく露防止対策要綱の見直しのための専門家会議開催要綱

平成 24 年 3 月

厚生労働省化学物質対策課

1 趣旨・目的

平成 13 年に策定された「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）」（以下「対策要綱」という。）によれば、焼却炉の解体作業においては、解体前に付着物の除去を行うこととされており、焼却炉を切り離して処理場に移動後、付着物を除去する作業方法（以下「移動解体」という。）は想定していない。しかし、小規模焼却炉の解体においては、現に行われている実態があり見直しを求める声が出ていることから、実際に行われている移動解体の作業方法の実態を把握した上で、対策要綱の見直しに向けた検討を行うことを目的とする。

2 検討事項

- （1）別途実施する小規模焼却炉の移動解体時の作業実態及びダイオキシンモニタリング結果のとりまとめ
- （2）前項の内容及び会議における検討結果等に基づき、対策要綱の改訂案の作成
- （3）検討の結果、現時点の知見においては、対策の確立が困難である課題においては、その理由及び今後にあたっての方針等についての取りまとめ
- （4）その他必要な事項

3 会議参集者

別紙参照

4 その他

- （1）本会議は厚生労働省労働基準局長の参集に基づき実施する。
- （2）本会議に座長を置き、座長は会議の議事を整理する。
- （3）座長は自身を含む参集者に対し、その者に必要な国内外の知見の収集、報告書案等の執筆及びその他必要な業務を行うよう指示することができる。
- （4）前項の際に、事務局は予算の範囲内で所定の手続きの上、謝金等を支払うものとする。
- （5）事務局の推薦にもとづき、必要に応じ別紙の参集者以外の者を新たに参集者として指名することができる。
- （6）本会議の事務局は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課とする。

別紙

ダイオキシンばく露防止対策要綱の見直しのための専門家会議 参集者名簿

小嶋 純	独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ・ 上席研究員
工藤 光弘	元 中央労働災害防止協会 非常勤嘱託 医学博士
田中 茂	十文字学園女子大学人間生活学部食物栄養学科・教授
寺嶋 均	廃棄物処理施設技術管理協会・会長
西村 章	株式会社流機エンジニアリング・代表取締役社長
山内 秀利	一般社団法人焼却灰等安定化技術協会・専務理事